

一般社団法人日本運動器科学会 運動器リハビリテーションセラピスト研修認定制度 規 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本運動器科学会（以下「学会」という）は、運動器疾患のリハビリテーション診療の質的向上を図るために運動器リハビリテーションセラピスト（以下「セラピスト」という）研修認定制度をもうける。

(研修会の実施)

第2条 当法人は、本規則第1条の目的を達成するためにセラピスト研修会を主催する。

(研修受講証明)

第3条 当法人は、本規則第2条のセラピスト研修会を完全受講し試験に合格した者に対して、セラピスト研修受講証明書を交付する。

(セラピスト研修認定資格申請)

第4条 セラピスト研修認定資格の審査の申請には、下記の要件を有することが必要である。

- (1) 日本整形外科学会が認定する専門医資格（日整会専門医の履歴を有する名誉会員、特別会員、相談医は専門医とみなす）を有する当法人の会員が常勤指導医として所属する医療機関に勤務していること。なお、セラピスト研修認定制度指導医は5年間に1回以上、本学会の学術集会に参加すること。
- (2) 看護師、あん摩・マッサージ・指圧師など国家資格又は准看護師の資格を有すること。
- (3) 細則に定めるセラピスト研修認定資格申請の要件を満たしていること。

(認定証)

第5条 審査に合格して登録料ならびに名簿等管理料を納めたものには、セラピスト研修認定証を交付し、所属する医療機関名及び氏名を学会の研修修了認定者名簿に記載する。

(セラピスト研修認定資格継続)

第6条 セラピスト認定資格を継続するためには5年に一回の更新を原則とし、その要件は細則に定める。

- 2 この要件を満たさないものはセラピスト研修認定の資格を喪失する。

(補則)

第7条 この規則の改正は、セラピスト研修委員会で審議し、理事会の議決を必要とする。

- 2 この規則に定めるものの他、この規則の施行に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に細則に定める。

附則1 この規則は平成17年11月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附則2 平成21年7月11日改定規則

この規則は平成21年7月12日から施行し、平成21年7月12日から適用する。

附則3 平成21年11月26日改定規則

この規則は平成21年11月27日から施行し、適応する。

附則4 平成25年12月5日改定規則

平成25年12月6日より施行し適用する。

附則5 平成26年7月5日学会の名称改定

平成26年7月5日より施行し適用する。

附則6 平成30年6月22日改定規則

平成30年6月22日より施行し適用する。

一般社団法人日本運動器科学会 運動器リハビリテーションセラピスト研修認定制度施行 細 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人 日本運動器科学会運動器リハビリテーションセラピスト研修認定規則にあるセラピスト研修認定制度の施行に関し、必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 研修認定の資格審査ならびに研修会の認定等は、セラピスト研修委員会が行う。

(審査料等)

第3条 規則第4条に定める審査料は5,000円、規則第5条に定める登録料は5,000円、名簿等管理料3,000円とし、原則として返還しない。

(資格審査申請の要件等)

第4条 セラピスト研修認定資格審査の申請には、学会が定める資格取得のためのセラピスト研修会の完全受講および修了試験合格を要する。

2 申請者は次の各号に掲げる書類に審査料を添えてセラピスト研修委員会に提出する。
なお申請者はセラピスト研修認定資格を得ようとする者が所属する医療機関の管理者とする。

(1) セラピスト研修認定申請書（別紙様式）

(2) 学会が定める資格取得のためのセラピスト研修会の受講証明書（全国病院理学療法協会が主催した運動療法機能訓練技能講習会の修了証または修講証のコピーを含む）

(3) 看護師、あん摩・マッサージ・指圧師などの国家資格又は准看護師の免許証のコピー

(4) 所属医療機関における実技プログラムの修了証明書（別紙様式）

ア) 実技プログラムの内容は別に定める。

イ) 実技プログラムの実施期間は3ヶ月以上とする。

ウ) 本修了証明書は所属医療機関の管理者が認定し、発行する。

(研修認定資格審査等)

第5条 セラピスト研修委員会は、申請資格を有すると判定した者に対して審査を行い、セラピスト研修修了を認定する。

(資格の喪失と復活)

第6条 規則第4条の申請資格を満たさなくなった場合は、セラピスト研修認定の資格も喪失する。（この場合、認定証も失効し、研修修了認定者名簿からは名前を削除するものとする。）

2 同一法人内での所属変更はこのかぎりではない。なお、所属変更を行う際には別に定める申請書を提出するものとする。

3 規則第5条の研修修了者名簿に記載された医療機関を一旦退職した後に、同一の法人に復職した場合、セラピスト研修認定の資格は復活できるものとする。
なお、資格の復活を申請しようとする際には別に定める申請書を提出するものとする。

(補則)

第7条 この細則の改正は、セラピスト研修委員会で審議し、理事会の議決を必要とする。

附則1 この細則は平成17年11月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

- 附則 2 平成 18 年 2 月 7 日第 4 条第 2 項 (2) 改定
- 附則 3 平成 18 年 3 月 3 日第 6 条第 6 項 改定
- 附則 4 平成 21 年 5 月 16 日第 3 条、第 6 条 改定細則
平成 21 年 6 月 1 日から施行し適用する。
- 附則 5 平成 21 年 11 月 26 日第 4 条第 2 項改定細則
平成 21 年 11 月 27 日から施行し適用する。
- 附則 6 平成 22 年 5 月 28 日第 6 条改定細則
平成 22 年 5 月 29 日から施行し適用する。
- 附則 7 平成 22 年 7 月 9 日第 6 条改定細則
平成 22 年 7 月 10 日から施行し適用する。
- 附則 8 平成 22 年 11 月 20 日学会の名称改定
平成 23 年 4 月 1 日から施行し適用する。
- 附則 9 平成 25 年 12 月 5 日第 4 条、第 5 条の修正
平成 25 年 12 月 6 日より施行し適用する。
- 附則 10 平成 26 年 7 月 5 日学会の名称改定
平成 26 年 7 月 5 日より施行し適用する。